

令和 6 年 8 月 30 日
奈良行政監視行政相談センター

「行政なんでも相談所」の開設

～相続・登記・税金・年金などの相談を受け付けます～

○ 9月・10月の2か月間は、「行政相談月間」です。

総務省奈良行政監視行政相談センター（きくみみ奈良）は、「行政相談月間」の行事として、「行政なんでも相談所」を県内5会場（奈良市、橿原市、王寺町、宇陀市及び生駒市）で開設します（各会場の開設日時、場所、参加機関については別紙を御参照ください。）。

当日は、国の行政機関・地方公共団体・司法書士等の専門家が参加して、ワンストップで御相談に対応します。相談は、**無料・秘密厳守**です。また予約は不要です。

きくみみ奈良



総務省行政相談センター

（本件連絡先）

総務省 奈良行政監視行政相談センター

担当：石本、谷池、阿江

電話：0742 (24) 0300、FAX：0742 (24) 0303

HP : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/nara.html>



HP

(別紙)

「行政なんでも相談所」の開設計画

① 奈良会場 《相続・遺言・税金など 行政なんでも相談所》

- 日時：9月18日(水)10時30分～15時30分 ※受付は15時まで
- 場所：イオンモール高の原 2階 平安コート (木津川市相楽台1-1-1)

② 橿原会場 《登記・税金・年金など 行政なんでも相談所》

- 日時：10月17日(木)10時30分～15時30分 ※受付は15時まで
- 場所：イオンモール橿原 1階 サンシャインコート (橿原市曲川町7-20-1)

③ 王寺会場 《登記・税金・年金など 行政なんでも相談所》

- 日時：10月21日(月)10時30分～15時30分 ※受付は15時まで
- 場所：王寺町やわらぎ会館 3階 特設会場 (王寺町王寺2-1-18)

④ 宇陀会場 《登記・税金・年金など 行政なんでも相談所》

- 日時：10月25日(金)12時～16時 ※受付は15時30分まで
- 場所：榛原サンクシティ 1階 サンク広場 (宇陀市榛原下井足49-1)

⑤ 生駒会場 《いこま暮らしの行政相談所》

- 日時：11月7日(木)12時～16時 ※受付は15時30分まで
- 場所：生駒セイセイビル 4階 特設会場 (生駒市元町1-6-12)

参加機関	奈良会場	橿原会場	王寺会場	宇陀会場	生駒会場
奈良労働局			○		
日本年金機構			○		○
奈良県			○		
奈良県警察本部			○		
王寺町			○		
奈良県司法書士会	○	○	○	○	○
近畿税理士会	○	○	○	○	○
奈良県社会保険労務士会		○	○	○	
行政相談委員	○	○	○	○	○
行政監視行政相談センター	○	○	○	○	○

(注) 王寺会場及び生駒会場では、弁護士資格をもつ行政相談委員が法律相談に対応します。

(参考)

「行政なんでも相談所」で受け付ける相談内容の例

【登記】 不動産の名義が亡き父のままとなっているが、相続登記をどうしたらよいか。
家の権利書（登記済証）を紛失したが、登記できるか。

【税金】 生前贈与した場合の税金を教えてください。
医療費を支払った場合の医療費控除について教えてください。

【年金】 年金の請求手続きはどうしたらよいか。
ねんきん定期便の見方を教えてください。

【労働】 労災保険、雇用保険について教えてください。
賃金、労働時間など労働条件に関して教えてください。

【行政】 国や県、市町村の行政に関する相談

【民事】 離婚、サラ金、遺言、相続関係、その他いろいろ身近な法律相談



総務省の行政相談とは

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みです。

医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、幅広い行政分野の相談に対応しており、年間約13万件（令和4年度実績）の相談を受け付けています。



行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱された民間有識者で、各市(区)町村に1人以上が配置され、無報酬のボランティアとして活動しています。

国の行政に関する苦情などの相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。

市町村役場や公民館などで定期的に相談所を開設しています。

